

◎新潟県告示第739号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立ての竣功（令和5年5月26日付け新潟県告示第654号指定分）に係る変更を次のとおり認可した。

令和7年7月22日

姫川港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 竣功認可（変更）年月日

令和7年4月1日

2 竣功認可（変更）を受けた者の名称及び住所

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

新潟市中央区新光町4番地1

3 変更の内容

令和5年5月26日新潟県告示第654号（公有水面の埋立ての竣功認可）中

26ページの

「(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から④の地点までを順次に結んだ線、①の地点と④の地点を結ぶ令和5年の春分の満潮位（D.L. +0.17m）における公有水面と東埠頭地区3号物揚場との境界線、④の地点から③の地点を結ぶ令和5年の春分の満潮位（D.L. +0.17m）における公有水面と東埠頭地区2号船揚場との境界線、③の地点から②の地点を結ぶ令和5年の春分の満潮位（D.L. +0.17m）における公有水面と東埠頭地区2号物揚場との境界線及び①の地点と④の地点を結ぶ令和5年の春分の満潮位（D.L. +0.17m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 新潟県糸魚川市大字寺島2丁目21の国土地理院糸魚川三等三角点（北緯37度02分22秒3730、東経137度50分43秒0095）から333度16分21秒448.70mの地点

②の地点 ①の地点から73度26分25秒49.93mの地点

③の地点 ②の地点から343度45分42秒10.37mの地点

④の地点 ③の地点から253度26分25秒49.95mの地点

(3) 面積

517.69㎡」

を

「(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から④の地点までを順次に結んだ線、①の地点と④の地点を結ぶ令和5年の春分の満潮位（D.L. +0.17m）における公有水面と東埠頭地区3号物揚場との境界線、④の地点から③の地点を結ぶ令和5年の春分の満潮位（D.L. +0.17m）における公有水面と東埠頭地区2号船揚場との境界線、③の地点から②の地点を結ぶ令和5年の春分の満潮位（D.L. +0.17m）における公有水面と東埠頭地区2号物揚場との境界線及び①の地点と④の地点を結ぶ令和5年の春分の満潮位（D.L. +0.17m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 新潟県糸魚川市大字寺島2丁目21の国土地理院糸魚川三等三角点（北緯37度02分22秒3730、東経137度50分43秒0095）から333度16分47秒448.71mの地点

②の地点 ①の地点から73度28分16秒49.93mの地点

③の地点 ②の地点から343度25分59秒13.07mの地点

④の地点 ③の地点から253度27分02秒49.93mの地点

(3) 面積

651.98㎡」

に変更した。